

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.154

[共通] 問1 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の階段に物件がみだりに存置されている場合における消防法令の適用について、次のうち誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は同表18項から20項までに掲げるものではないものとする。

- (1) 当該防火対象物の管理について権原を有する者は、当該防火対象物の階段について避難の支障になる物件がみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件がみだりに存置されないように管理しなければならない。
- (2) 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、消防法第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (3) 消防長又は消防署長その他の消防吏員は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件について消防法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置をとらせることができる。
- (4) 消防長又は消防署長は、消防法第5条の3第1項の規定による命令（当該物件の除去等の命令）をした場合においては、標識の設置その他総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

[消防用設備等] 問1 消防設備士講習に係る次の文の（ ）に当てはまる数字の組み合わせとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。

消防設備士は、（ア）から（イ）年以内に消防設備士講習を受けなければならない。さらに、（ウ）から（エ）年以内に消防設備士講習を受けなければならない。

- A 消防設備士免状の交付を受けた日
- B 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日
- C その講習を受けた日
- D その講習を受けた日以後における最初の4月1日
- E 2
- F 3
- G 5
- H 10

- | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| (1) ア : A | イ : E | ウ : C | エ : G |
| (2) ア : B | イ : E | ウ : D | エ : G |
| (3) ア : A | イ : F | ウ : C | エ : H |
| (4) ア : B | イ : F | ウ : D | エ : H |

[消防用設備等] 問2 次に掲げる防火対象物のうち、消防法令上消防機関へ通報する火災報知設備を設置する必要があるものを1つ選びなさい。ただし、当該防火対象物には消防機関へ常時通報することができる電話は設置されていないものとする。

- (1) 消防機関からの歩行距離が300mの場所にある延べ面積が900m²の工場
- (2) 消防機関からの歩行距離が900mの場所にある延べ面積が900m²の寄宿舎
- (3) 消防機関からの歩行距離が600mの場所にある延べ面積が600m²の重要文化財建造物
- (4) 消防機関が存する建築物内にある診療科名中に特定診療科名を有するとともに4人以上の患者を入院させるための施設を有する延べ面積が600m²の診療所

[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）第5条第1項命令等に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第1項に基づく物件の除去命令が発せられたにもかかわらず受命者がこの措置を履行しない場合等は、消防長、消防署長その他の消防吏員は法第5条の3第4項に基づき当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。
- (2) 法第5条第1項の「建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移転の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない」というただし書きについては、少なくとも火災予防に關係のある法令であることが必要である。
- (3) 火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができない場合等は、消防長又は消防署長は法第5条の3第2項に基づき当該消防職員又は第三者に物件の除去等の措置をとらせることができる。
- (4) 法第5条第1項、法第5条の2第1項に基づく命令をした場合においては、標識の設置等によりその旨を公示しなければならないが、法第5条の3第1項に基づく命令をした場合においては公示の必要はない。

[防火査察] 問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関

- (3) 5人 (4) 別表第1

- (5) 救助工作車

解説 「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和61年10月1日 自治省令第22号) 第1条及び第2条参照。

〔石油コンビナート〕

問1 答 (2)

解説 石油コンビナート等災害防止法第40条参照。

〔無線法規〕

問1 答 (3)

解説 電波法施行規則第37条参照。

〔国民保護〕

問1 答 (5)

解説 国民保護法第34条第5項参照。都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。

- (1) 国民保護法第34条第1項参照。
- (2) 国民保護法第35条第1項参照。
- (3) 国民保護法第35条第5項参照。
- (4) 国民保護法第34条第3項参照。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 漏えい電流は、電気事業者や電気主任技術者等に安全を確認してから進入する。

消防司令問題

〔消防法規〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防団員も有するため、誤り。
(2) 該当するため、誤り。
(3) 該当するため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 該当するため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

解説 (1) 公平委員会も設置できるため、誤り。
(2) 公平委員会も設置できるため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 公平委員会が必置であるため、誤り。
(5) 人事委員会又は公平委員会が設置されないため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (4)

解説 (1) 3ヶ月以上あるため、誤り。
(2) 市町村長は25年以上あるため、誤り。
(3) 3ヶ月以上あるため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 比例するため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 船体が傾斜したり、転覆しないよう噴霧注水を主体として放水量を最小限度とする。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 改訂第5版救急隊員標準テキストP.251からP.252に記載のとおり。

- (1) 止血効果がある。
- (2) 原則として解除は医療機関到着後に行う。
- (3) 肌に直接巻くことを原則としている。
- (5) 効果の確認は、橈骨動脈や足背動脈の触知、パルスオキシメーターなどで行うとよい。

問2 答 (3)

解説 (1) 胸骨圧迫のみのCPRを指導する。

(2) 人工呼吸の訓練を受けており、それを行う意思がある家族等の救助者に対しては、胸骨圧迫に加えて人工呼吸も指導する胸骨圧迫に加えて人工呼吸も実施するように指導する。

(4) (1)と同じ。

(5) (2)と同じ。

問3 答 (2)

解説 消防法第35条の5参照参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法第8条の2の4参照。従来から多くの市町村で火災予防条例において本規定と同様の定めが置かれていたが、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災をはじめとする当時の火災事例等の教訓により、防火対象物等の管理が適切にされていない場合には火災による被害が甚大なものとなることが明らかとなつたことを踏まえ、平成14年法律第30号による改正により、避難施設等の管理の基準を明らかにするために消防法に新設された規定であり、正しい。

(2) 消防法第5条の3第1項。消防法第5条の3も新宿区歌舞伎町雑居ビル火災をはじめとする当時の火災事例等の教訓を踏まえ、平成14年法律第30号による改正により新設された規定であり、正しい。なお、後述する判例において、消防法第5条の3第1項の趣旨、制定経緯等を踏まえると、同項にいう「火災の予防に危険であると認める物件」とは、火災発生の危険があると認められる物件のほか、何らかの原因によつて火災が発生した場合において延焼・拡大危険があると認められる物件をいい、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件」とは、消火、避難等の消防活動の支障となると認められる物件一般をいう旨の見解が示されている。その上で消防法5条の3第1項の措置命令が罰則をもつて強制する性質のものであることを踏まえれば（消防法第8条の2の4違反そのものには罰則が設けられていない点が大きく異なる。）、消防法5条の3第1項の措置

命令を発令するためには、火災予防上の危険性や消防活動上の支障が一般的・抽象的に認められるだけでは足りず、当該防火対象物や存置物件等の諸事情を勘案した上で、当該物件が存在することにより、当該防火対象物内において火災の発生ないし延焼・拡大に至る危険が具体的に認められるか、または、避難、消火などの消防活動上の支障が具体的に認められることが必要とされている。ただし、火災の発生等に至る現実的な危険があることや、避難、消火などの消防活動上の支障が著しいことまでは必要ではないことも示されている。つまり火災の発生ないし延焼・拡大に至る危険や避難、消火などの消防活動上の支障が一般的・抽象的に認められるのみならず具体的にも認められると判断される時に、消防法第5条の3第1項所定の防火対象物における消火、避難その他の消防活動上支障になる状態にあるとして、措置命令の対象となるものと解するのが相当である旨の見解が示されている。

- (3) 消防法第5条の3第2項。本規定の措置権者は、消防長又は消防署長に限られており、消防長又は消防署長以外の消防吏員は消防法第5条の3第1項の命令はできるが、この措置権者ではないため、本設問は誤りである。
- (4) 消防法第5条の3第5項、消防法第5条第3項。本規定は、消防法第5条の3第1項の命令は発せられたが、命令内容が未だ履行される前の状態にあることを周知することで、当該防火対象物の利用者、近隣の関係者等の第三者が不測の損害を被ることを防ぐために設けられた消防法第5条第3項の規定と同趣旨の規定であり、正しい。

ここで、(2)の解説でも少し触れたが、雑居ビルの一部を賃借している事業者に対して、平成26年1月に東京消防庁が存置物件の除去命令及び公示を行ったことを不服として行われた裁判について少し解説しておきたい。この裁判は、平成27年1月16日に東京地方裁判所において判決が言い渡された後に上告控訴され、平成27年6月10日に東京高等裁判所において判決が言い渡されているので、詳細は「除去命令処分取消等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成26年（行ウ）第71号）」を確認されたい。なお、一審判決の全文を見つけにくい場合は「平成27年1月16日判決言渡」で検索すると良いだろう。

判決の概要としては、消防法施行令別表第1(16)項目に掲げる防火対象物の5階通路部分に設置された木製本棚2台及び同本棚に収納された書籍等に対して東京消防庁が発した消防法第5条の3第1項の規定に基づく除去命令及び同条第5項の規定に基づく公示は適法であるとされた。その一方で、7階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー2台のうちの1台及び同ロッカー2台に収納されていた冊子等の設置物に対する除去命令及び公示は違法であるが、消防法第8条の2の4違反の状態にあり是正措置を講ずべきであるとされた。判決内容の一部に疑問

を抱く人もいるかもしれないし、そもそも消防法第5条の3命令の発令に当たっては、消防法の立法趣旨を十分に踏まえた上で個々の防火対象物や物品等の状況に応じてその適用の可否を判断すべきであるが、消防法第5条の3の適用に対する司法当局の考え方を理解する上で知っておいた方が良い判例だと思うので、是非とも全文を見ていただきたい。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 消防法施行規則第33条の17第1項及び同条第2項。消防設備士講習は、従来は消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内、その後は講習を受けた日から5年以内ごとに受ける必要があるとされていた。しかし、講習の開催が年に1回程度の地域では、免状の交付を受けた日又は直近の講習を受けた日によっては講習期限を超える日にしか講習日が設定されておらず、その結果、講習期限よりかなり前での受講又は遠隔地での講習会場での受講を余儀なくされるケースが散見されたため、平成23年6月に講習受講者の負担軽減の観点から講習期限を免状交付日又は講習受講日後における最初の4月1日に改正する消防法施行規則の一部改正が行われ、併せて消防設備点検資格者、危険物取扱者等に係る講習についても同様の改正が行われた。なお、3年内に受講することとされている講習としては危険物取扱者の講習がある。また、消防設備士免状の記載事項として過去10年内に撮影した写真が規定されているが、10年内に受講することとされている講習はない。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法施行令第23条第1項第2号、消防法施行規則第25条第1項第2号。延べ面積が500m²以上の工場なので消防法施行令第23条第1項第2号に該当するが、当該防火対象物は消防機関からの歩行距離が500m以下の場所にあるため消防機関へ通報する火災報知設備を設置する必要はない。

(2) 消防法施行令第23条第1項第3号。延べ面積が1,000m²以上の寄宿舎には該当しないので消防機関へ通報する火災報知設備を設置する必要はない。

(3) 消防法施行令第23条第1項第2号、消防法施行規則第25条第1項第2号。延べ面積が500m²以上の重要文化財建造物なので消防法施行令第23条第1項第2号に該当し、当該防火対象物は消防機関からの歩行距離が500mを超えていたため消防機関へ通報する火災報知設備を設置する必要がある。

(4) 消防法施行令第23条第1項第1号、消防法施行規則第25条第1項第1号。「診療科名中に特定診療科名を有するとともに4人以上の患者を入院させるための施設を有する診療所」は消防法施行令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物なので、設問の防火対象物は消防法施行令第23条第1項第1号に該当するが、当該防火対象物は消防機関が存する建築物内にある消防機関へ通報する火災報知設備を設置する必要はない。